

文教委員会資料

請願の審査

請願第34号「川崎市内の園児・児童・生徒の健全な成長、発達、発育のためマスク着用の制限緩和、教育活動及び教育現場の改善を求める請願」について

令和4年8月31日

教育委員会事務局

請願第34号「川崎市内の園児・児童・生徒の健全な成長、発達、発育のためマスク着用の制限緩和、教育活動及び教育現場の改善を求める請願」について

1 請願の要旨

- 1 川崎市教育委員会のホームページにある「学校におけるマスクの着用について」の記載項目を市内全ての学校で徹底することを要望します。マスクを常時着用するのではなく、教育活動の様態や児童生徒の様子などを踏まえて、臨機応変に対応してください。

なお、今後も教育委員会から感染症対策の緩和の通知等があった場合は、学校独自に解釈や改変をすることなく、通達等の文面のまま周知してください。

- 2 身体的、精神的及び発達上の問題などでマスク着用ができない園児・児童・生徒がいること、また常時マスクを着用することに対し不安や不快、不調を感じる園児・児童・生徒そして保護者の意思を尊重し、市内全ての子ども、保護者、学校長、教職員に周知してください。

また上記の理由などでマスクを着用していない園児・児童・生徒に対して差別や圧力が生じることがないように指導してください。

2 各請願事項に関するこれまでの取組

【請願1に関する取組】

(1) 市立学校における取組

- ・ 本市における学校での新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下「衛生管理マニュアル」という。）」の内容に基づき、「市立学校における教育活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を作成し、各学校に周知しています。
- ・ マスクの着用については、衛生管理マニュアルの「学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべき」という記載に基づき、児童生徒及び教職員は、原則としてマスクを着用することをガイドラインに示し、各学校に周知しています。
- ・ ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒の様子などを踏まえて臨機応変に対応することが必要であり、特に、マスクの着用による熱中症などの健康被害が生じることのないよう、着用の必要がない場面についても、学校に示しています。

マスクの着用の必要がない場面

- ①十分な身体的距離が確保できる場合
- ②熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- ③体育の授業等の運動時
- ④夏季における登下校時

※マスクを外す際は、できるだけ人との距離を保ち、会話を控える。

- ・ 令和4年4月28日、熱中症事故等の防止についての文書に、改めて、マスクの着用の必要がない場面について示し、特に体育の授業等の運動時のマスクの着用にあたっては原則外すよう、各学校に周知しました。
- ・ 令和4年5月18日、マスクの着脱について、保護者、市民の皆様にも御理解と御協力をいただくために、マスクの着用についての考え方を教育委員会のホームページに掲載しました。
- ・ 令和4年6月10日付け文部科学省事務連絡「夏季における児童生徒のマスクの着用について」に基づき、体育と運動部活動、登下校の3つの場面では、特に熱中症のリスクが高いため、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識したうえで、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めるよう、同日、各学校に依頼しました。
- ・ 令和4年8月18日、夏季休業明けの感染症対策や熱中症対策についての文書に、改めて、マスクの着用の必要がない場面について示し、特に体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時については熱中症のリスクが高いことからマスクを外すよう指導することとともに、保護者に対しては、夏季休業明けにあわせ、配信メール等を活用し、積極的な情報配信に努めるよう各学校に依頼しました。

(2) 保育所等における取組

- ・ 市内の保育所等での新型コロナウイルス感染症対策については、厚生労働省の令和4年5月20日付け事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に基づき、次のとおり対応しています。

園児のマスク着用について（事務連絡 抜粋）

- ①2歳未満については、マスク着用は推奨しない。
- ②2歳以上の就学前の子どもについては、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。マスクを着用する場合は、職員が子どもの体調に十分注意すること。
- ③施設内に感染者が生じている場合において、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられるが、マスク着用を無理強いしないよう注意すること。

- ・ 令和4年5月26日、厚生労働省の令和4年5月20日付け事務連絡「マスクの着用に関するリーフレット」を各施設に周知しました。
- ・ 令和4年6月16日、上記事務連絡の内容等に基づき、「保育所等内で新型コロナウイルス感染が確認された場合等の対応について」を改定し、各施設に周知しました。
- ・ 令和4年8月3日、各種取扱いの変更に伴い、「保育所等内で新型コロナウイルス感染が確認された場合等の対応について」を改定し、改めて、園児のマスクの着用について、各施設に周知しました。

【請願2に関する取組】

(3) 市立学校における取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見が生じないように、相手の気持ちを考え、心無い言葉や態度、振る舞いをしないよう、全ての児童生徒に対し、継続的に指導を行うこととしています。
- ・ マスクの着用に関しては、個々の事情によってマスクを外す場合があるため、マスクの有無によって差別やいじめの対象とされることのないよう、あらかじめ児童生徒に指導を行うことなど、ガイドラインに掲載し、組織的に対応することとしています。
- ・ 教育委員会のホームページに、「学校では体質などによりマスクを着用できない児童生徒もおりますので、マスクの有無によって差別やいじめの対象とされることのないよう、引き続き対応してまいります。」という文言を掲載し、保護者、市民の皆様にも御理解と御協力を求めました。各学校では、学校だよりや保健だよりを活用して保護者に周知する等、学校の状況に応じて対応しています。
- ・ マスクの着用が困難な児童生徒について、保護者から教育委員会や学校に相談があった場合には、教育委員会と学校が情報を共有しながら、当該児童生徒の健康を最優先した対応に努めています。

(4) 保育所等における取組

- ・ 各施設に対しては、厚生労働省の令和4年5月20日付け事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」等を通じて、適切な取扱いについて周知を行うとともに、施設から保護者へも情報提供がなされているところです。
- ・ 厚生労働省によると、就学前児童については、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこととされており、特に、2歳未満児では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用を推奨していません。
- ・ 施設内に感染者が生じているなど、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求める場合においても、一律にマスク着用を求めることや、子どもや保護者の意向に反してマスク着用を実質的に無理強いすることにならないよう、各施設に周知しているところです。
- ・ 適切な取扱いとなっていない場合については、各施設に対して、指導等を行っております。

3 各請願事項に対する考え方

【請願1に対する本市の考え方】

市立学校におきましては、衛生管理マニュアルに基づき、基本的な感染症対策として、教育活動ではマスクを着用することを原則としておりますが、マスクを着用する必要がない場面についても各学校に周知するとともに、マスクの着脱についての適切な児童生徒への指導や保護者の皆様への周知に取り組んでまいりました。

今後も国の方針に基づき、適切に対応するよう、各学校への周知を図ってまいります。

保育所等におきましては、厚生労働省の令和4年5月20日付け事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に基づき、2歳未満については、マスク着用は推奨しておらず、2歳以上の就学前の子どもについても、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこととしておりますが、今後も国の方針に基づき、適切に対応するよう、各施設への指導、周知に取り組んでまいります。

【請願2に対する本市の考え方】

市立学校におきましては、マスクの有無によって差別やいじめの対象とされることのないよう、児童生徒に指導を行うなど、組織的に対応するよう各学校に周知するとともに、教育委員会のホームページにも、「学校では、体質などによりマスクを着用できない児童生徒もおりますので、保護者や地域の方々に御理解をいただくよう、マスクの有無によって差別やいじめの対象とされることのないよう、引き続き対応してまいります」と掲載し、広く保護者や地域の皆様にも御理解いただくよう努めているところです。

今後も引き続き、各学校において適切な指導を行うよう、周知を図ってまいります。

保育所等におきましては、園児のマスク着用について、適切な取扱いとなっていない場合は、引き続き、各施設に対して、指導等を行ってまいります。